

府立学校の在り方懇話会障害児教育部会（第8回）の開催概要

1 日 時 平成13年5月25日（金）14：00～16：00

2 場 所 京都府公館 レセプションホール

3 出席者

（部会委員）10名

（京都府教育委員会）武田教育長、太田指導部長、松本指導部理事、竹岡障害児教育室長ほか

4 概 要

(1) 意見交換

高等部職業教育の充実について意見交換が行われた。

<委員の意見要旨>

- ・ 聴覚障害のある生徒にとって、情報機器は非常に有効な情報源であり、生徒の力を伸ばすことができるため、聾学校においてもマルチメディアによる教育に力がいれられている。また、産業構造の変化により、企業はコンピュータを活用できる人材を求めている。このような状況から考えると、今後、情報をベースにした学科改編が聾学校において必要ではないか。
- ・ 作業学習は、働く生活に必要な意欲や態度、習慣を身に付け、知識や技能を養うため、作業活動を中心に据えた指導形態である。知的障害のある生徒には極めて効果的な指導形態であり、各養護学校においては、障害の種別、程度、生徒の特性に合わせて積極的に取り組む必要があるのではないか。
- ・ 進路の確保とそのための職域の拡大は重要な問題であるが、学校だけでは困難である。生徒たちはそれぞれの地域で生活するのであるから、関係機関との連携はもちろん地域の企業との連携が非常に大切である。そのため、各学校の職業教育でどういう生徒を育てようとしているのか、地域の企業に理解していただく機会を作ることが必要である。
- ・ 養護学校高等部には、養護学校、障害児学級及び通常の学級からと多様な生徒が入ってくる。卒業後の進路に対する生徒一人一人のニーズに対応した計画を立てて、その計画を基に指導し評価しながら進路を決定していくことが大切である。
- ・ 「ふれあい・心のステーション」の取組を通じて、生徒たちは社会的なマナーや言葉遣い、卒業後の進路に対する構えが身に付いてきている。また、この事業をきっかけに各地域における販売学習へと発展させている学校もあるなど大きな成果を上げているが、一部では「販売学習を教育課程に位置付けていない」、「重度の子も含めて全員が参加できていない」などを理由に、参加に消極的な学校もある。

- ・ 「みんなが参加できない」というのが問題ということだが、どのようにしたら参加できるか、そこが教員の専門性が問われる所だと思う。生徒たちは各学校でいろいろな体験活動を通して自分たちの作ったものをお客様に使ってもらえる製品として販売する。まさに教育活動の一環である。
- ・ 「ふれあい・心のステーション」に行ったが、子どもたちが生き生きと社会と関わっていける場だと感じた。「みんなが参加できない」との意見もあるようだが、校外学習等工夫をすれば色々な形で関わるができる。仲間の活動を見ることも意味ある学習ではないかと思う。
- ・ 人間関係を上手に保てる人は定着しやすいと企業から聞くが、ジョブコーチのように関係調整に入ってくれる人がいれば定着しやすいと思う。教育、福祉、労働が連携して、京都府レベルで具体的なシステムが作れたらと思う。
- ・ 企業や授産施設への実習は、本人が実体験するというプラス面と、もう一つは企業も授産施設もその本人にあわせて変わっていく、そういう動機付けになる。そして、周りの環境が変わることにより、障害のある方々の就労がよりスムーズになる。授産施設や作業所等の実習も含めて、現場での実習をもっと重視する必要がある。
- ・ 企業や作業所等へ進む生徒が、学校から企業等へと至る環境の変化に対応できるよう個別の移行プログラムを学校と企業等が連携して組んでいくという発想が必要である。夏季休業中を活用するなど実習の期間も個別に設定し、評価していく。そのようなシステムを作るには、教育、福祉、労働等の横断的な組織が、例えば就労をテーマに都道府県レベルで具体的に設置されることも必要である。

(2) 障害の重度・重複化、多様化への対応について

障害の重度・重複化、多様化について事務局から説明があった。

(3) 意見交換

障害の重度・重複化、多様化への対応について意見交換が行われた。

<委員の意見要旨>

- ・ 医療的ケアが必要なため、スクールバスに乗車できない子どもを保護者が送迎するという例があるが、保護者の就労が困難になる等の問題がある。このような問題は教育だけで解決することができるものではなく、福祉・医療との連携がどうしても必要である。
- ・ 医療的ケアについては、研修を十分に行えば学校の先生でも対応は可能だと思う。問題は、緊急時のサポート体制等先生方がどれだけ安心してそのようなケアができるかである。医師や看護婦の巡回等をシステムとして行えば、学校として十分対応可能であり、結果的には保護者も安心して子どもを預けることができ、子どもの成長にも寄与すると思う。

- ・ 医師の指導によって保護者が行える医療的ケアを学校の先生にしてもらいたいという保護者の思いは切実である。医療的ケアのために保護者が1日学校にいななければならないというのはおかしな状態であり、今後、学校における医療的ケアのシステム作りが必要になってくると思う。
- ・ 医療的ケアの必要な方は、作業所等においても増加してきている。養護学校だけでなく、医療を必要とする障害のある方全体の問題として、地域医療という考え方の中で、医師の派遣、訪問看護ステーションとの連携等共通課題として連携・検討していく視点も必要だと思う。
- ・ 医療的ケアについては、平成10年度から国の指定で10県が研究されており、当初、2年間で実施に向けてのガイドラインが示される予定になっていたが、いまだ研究が継続されている。医師や看護婦の常駐というのは、教育機関としてどうかとも思うが、何らかの方法で、教員が保護者の依頼に安心して応えることができるシステムを作っていくべきではないか。